とが必要な区域

。 以 下

「要措置区域」という。

)を指定す

次のとおり告示する。

東京都

発 行

るので、同条第二項の規定により、 内 要措置区域 令和六年五月十三日

東京都知事

池

百合子

目

次

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

水質の測定

域の指定……(環境局多摩環境事務所環境改善課)…

○令和五年東京都選挙管理委員会告示第五十一号 ○令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十号 三

○令和六年東京都選挙管理委員会告示第十五号(政

三

○令和五年東京都選挙管理委員会告示第百四十号 (政治団体の届出事項の異動の届出) の一部訂正……

 \equiv

示

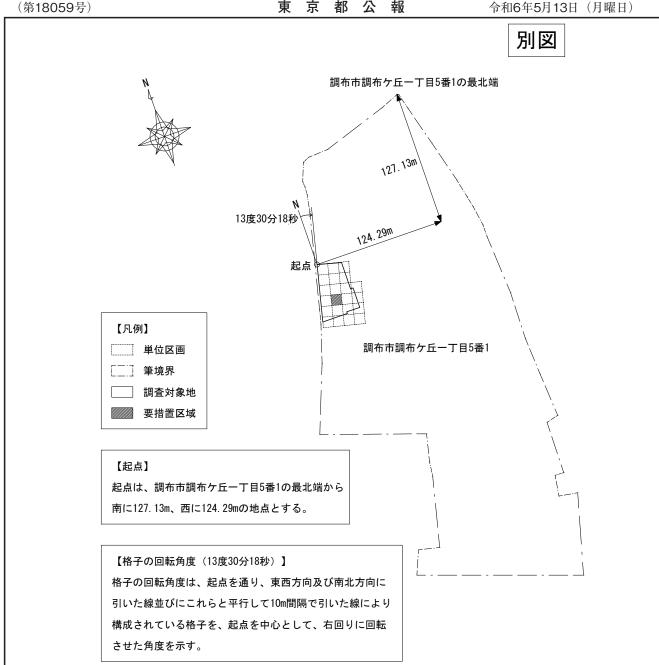
告

●東京都告示第六百二十三号

当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚 染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずるこ 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第

1

害物質の種類 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有 当該要措置区域において講ずべき指示措置 土壤汚染対策法施行規則 ふっ素及びその化合物 別図のとおり(調布市調布ケ丘一丁目地 (平成十四年環境省令第二十 地下水の



款渡辺みちたか後援会の項中

一中本

美津江」を「中村

2政党及び政治資金団

体以外の政治団体

(その他の政

の部

 $\widehat{1}$

国会議員関係政治団体以外の政治団体

港津枝」に改める。

の部

条第一 政治資金規正法 項の規定による政治団体の届出について、 (昭和二十三年法律第百九十四号)

文京永久

第六

東京都選挙管理委員会告示第五十三

の会から訂正の報告があったので、 委員会告示第百五十号) 規定により、 政治団体の届出 0) 部を次のように訂正する。 (令和) 同法第七条の二第一 一年東京都選挙管 項

東 京 都 選 挙 管 理 委 員 会 令和六年五月十三日

款文京永久の会の項中 政党及び政治資金団体以外の政治団体 2 国会議員関係政治団体以外の政治団体 展 淑恵」 を 一無 (その他の政 淑江」 一に改め

東京都選挙管理委員会告示第五十二号 告

都選挙管理委員会告示第九号)

0)

一部を次のように訂正

令和六年五月十三日

東

京

都

選

挙

管

理

委

員

会

項の規定により、

政治団体の届出

(平成三十

一年東

同法第七条の二

渡辺みち

たか後援会から訂正の報告があったので、

条第一項の規定による政治団体の届出について、

政治資金規正法

(昭和)

一十三年法律第百九十四号)

第六

示 選

●東京都選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法

(昭和二十三年法律第百九十四号)

3

を「山扇 淋」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第五十四号

挙管理委員会告示第五十一号)の一部を次のように訂正す のり後援会から訂正の報告があったので、同法第七条の二 条第一項の規定による政治団体の届出について、杉山かず 政治資金規正法 一項の規定により、政治団体の届出(令和五年東京都選 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六

令和六年五月十三日

京都 選 挙管理委員

団体) に改める。 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 の部 (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体の (その他の政治

東京都選挙管理委員会告示第五十六号

百四十号)の一部を次のように訂正する。 で、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出 事項の異動の届出(令和五年東京都選挙管理委員会告示第 ついて、参政党東京第22支部から訂正の報告があったの 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出に 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七

令和六年五月十三日

東 京都選 挙 管 理 委 員

東京第22支部の項中「浜戸

政党の支部の部参政党

和彦」や「浅見 哲 掛」 に 改める。

令和六年五月十三日

に訂正する。

年東京都選挙管理委員会告示第十五号)の一部を次のよう

第七条の二第一項の規定により、

政治団体の届出(令和六

党東京都千代田区支部から訂正の報告があったので、同法 条第一項の規定による政治団体の届出について、国民民主

京都 選 学 管 理 委員 会

党の支部の款国民民主党東京都千代田区支部の項中「山藁 1 政党の支部の部 $\widehat{2}$ 国会議員関係政治団体以外の政

	(第18059号)	東	京	都	公	報	令和6年5月13日	(月曜日) 4	
}									-
発 行									
電東東話京									
都									
三宿区									
発 電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵163 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番の1 ケータの1									
一 <u>自</u> 一 八									
一番 (代 二 ***)									
2) 芳 都 郵便番号									
163-8001 定 価									
定 価 一 本 箇 号									
一本号									4
(郵送料を含む。) 印									
件を六二									
むの円									
印刷所									
電東三 京新									
デ 鈴 │									
三									
二解刷									
○ 豊 株									
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代) 東京都千代田区神田神保町二丁旦三十二番地一 三 鈴 印 刷 株 式 会 社									
一番地址									
代 世 社 郵便番号 101-0051									
101-0051	a)								_
リサイクル適性(このいた) Mate いこ 中の リリイクルできます。									